

福島第二原子力発電所における不適合発生・処理状況について  
(平成18年度第一四半期)

平成18年8月8日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

- 平成17年4月1日～平成18年3月31日間に不適合管理委員会で審議された「不適合」は、2,855件ありました。  
そのうち、是正処置を講じ処置完了した件数は、2,449件\*でした。
- 平成18年4月1日～平成18年6月30日間に不適合管理委員会で審議された「不適合」は、614件ありました。  
そのうち、是正処置を講じ処置完了した件数は、396件\*でした。  
※処置完了件数は平成18年7月31日現在
- 不適合事象の発生および処置状況の詳細については、添付資料－1「不適合発生・処理状況」参照。
- 不適合管理委員会において審議された全件名については、「不適合事象の公表区分」に応じて、プレス発表または当所ホームページ上において全数公表しております。
- 不適合事象の公表の詳細については、添付資料－2「不適合事象公表区分内訳」参照。(平成17年10月以降のAグレード以上を抜粋)

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」\*が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正処置を講じることとしております。

\*「不適合」の定義（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

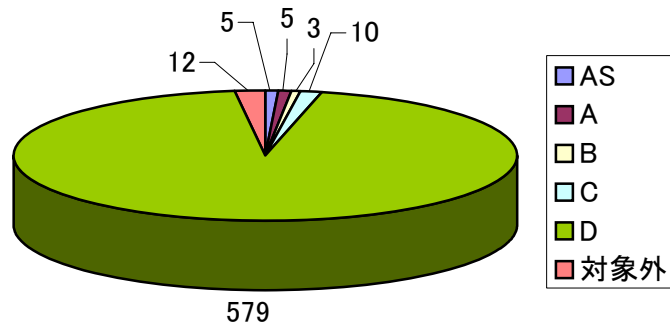
- A s 区分：法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A 区分：保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B 区分：国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C 区分：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D 区分：通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外：消耗品の交換等の事象

以上

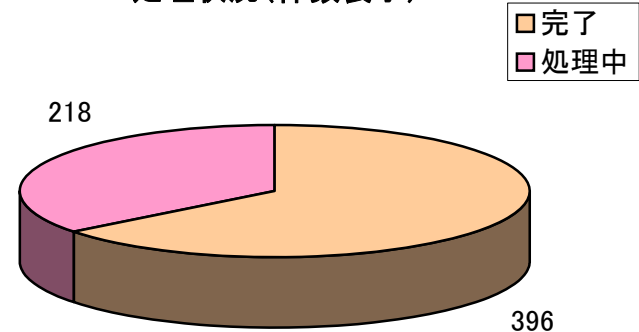
### 福島第二原子力発電所 不適合発生・処理状況（平成18年4月～平成18年6月分）

発生件数	グレード	1号機	2号機	3号機	4号機	RW設備	その他	総計
	AS	2	1	1	1	0	0	5
A	0	2	1	1	0	1	5	
B	0	1	2	0	0	0	3	
C	8	0	1	0	0	1	10	
D	344	59	56	68	37	15	579	
対象外	2	0	1	4	3	2	12	
総計	356	63	62	74	40	19	614	
処理状況	完了	264	27	39	35	22	9	396
	処理中	92	36	23	39	18	10	218

グレード別内訳(件数表示)



処理状況(件数表示)



号機別内訳(%表示)

